

建設工事等の事業に係る請負等について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行うので、公告する。

本事業は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行うとともに、低入札価格調査制度を採用する事業であり、競争入札参加資格確認申請書等の提出及び入札を郵便により行うものです。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により、全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求める。

さらに、落札者には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第12条第1項に基づく書面説明について、書面提出を求める。

本事業は、設計・施工一括発注方式であるデザインビルド方式において事業を実施するものであり、事業全体に関する内容を基本契約において締結し、要求水準書に示す設計業務に関する内容は設計業務等委託契約、要求水準書に示す工事業務に関する内容は工事請負契約、要求水準書に示す工事監理業務に関する内容は工事監理業務委託契約において段階的に締結する。

令和8年3月23日

奈良県広域水道企業団

企業長 山下 真

#### 第1 競争入札に付する事項

- 1 事業名 桜ヶ丘浄水場等整備事業
- 2 事業場所 吉野郡大淀町大字下湊961他
- 3 事業概要【設計業務】

取水場詳細設計 一式

受配電設備

非常用発電設備

建屋

浄水場詳細設計 一式

粉末活性炭接触槽・注入設備

凝集沈澱池・急速ろ過池

浄水池

薬品注入設備

送水ポンプ

受配電設備

非常用発電設備

監視制御設備

濃縮槽・排泥池（増設）・排水処理設備

建屋（管理棟、粉末活性炭溶解棟、ろ過池設備棟、排水処理棟）

場内配管

場内整備  
構造物撤去  
測量調査 一式  
地質調査・解析 一式  
試掘調査 一式  
アスベスト調査 一式  
工事予定価格積算 一式

**【工事業務】**

取水場整備（詳細設計成果） 一式  
浄水場整備（濃縮槽・排泥池（増設）・排水処理設備を除く詳細設計成果） 一式  
家屋調査（事前・事後） 一式  
出来高精算業務 一式

**【工事監理業務】**

工事監理 一式  
出来形確認 一式

4 事業期間 基本契約締結の日から令和 17 年 3 月 25 日（予定）までとする。ただし、設計業務については、令和 13 年 3 月 25 日（予定）までとする。

5 契約の成立

この入札に係る契約の締結は、奈良県広域水道企業団のこの事業に係る予算が成立することを条件とします。

**第 2 競争入札に参加する者に必要な資格**

大淀町競争入札の参加資格等に関する要綱（平成 28 年 2 月 1 日施行）による令和 8、9 年度大淀町競争入札参加資格（以下「大淀町競争入札の参加資格」という。）のうち水道施設工事の資格を有する建設業者（以下「水道施設工事業者」という。）、土木一式工事及び建築一式工事の資格を有する建設業者（以下「土木・建築工事業者」という。）を各 1 者並びに建設コンサルタント「上水道及び工業用水道」部門の資格を有する設計業者（以下「設計・工事監理業者」という。）を 1 者の合計 3 者で構成される乙型による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、第 3 の 2 に定める競争入札参加資格の確認を受け、第 3 の 3 に定める技術提案書等の提出をし、内容が適正であることの確認を受けた者がこの事業の入札に参加することができる。ただし、共同企業体を構成する水道施設工事業者、土木・建築工事業者及び設計・工事監理業者（以下「共同企業体構成員」という。）は、複数の共同企業体構成員として、この事業の入札に参加することはできない。

1 共同企業体の代表者は、水道施設工事業者であること。

2 共同企業体構成員が、次の条件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

- (2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。）の提出の日から開札の日までの期間に、大淀町建設工事等に係る入札参加資格停止措置要領、奈良県広域水道企業団建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領及び奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領の規定による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 共同企業体構成員の全てが、それぞれの立場に応じて要求される全ての条件を満たしていること。

ア 代表者（水道施設工事業者）

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による水道施設工事業者の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (イ) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。）の結果における水道施設工事の総合評価値が 1,200 点以上であること。
- (ウ) 大淀町競争入札の参加資格のうち、水道施設工事の資格を有する者であること。
- (エ) 平成 17 年 4 月 1 日以降、競争入札参加資格確認申請書等の提出日までに完成し、引渡し完了した「水道法に基づく水道施設に係る処理能力 6,600 m<sup>3</sup>/日以上凝集沈澱急速濾過方式の浄水場」の施工実績（元請負としてのものに限る。）を有すること。ただし、甲型共同企業体構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあつては出資比率が 20%以上、その他の構成員として施工したものにあつては 10%以上の場合に限る。
- (オ) 次の条件を全て満たす主任技術者または監理技術者をこの工事を行う期間中、工事の現地に専任で 1 名配置できること。ただし、自らが担当する現場施工に着手するまでの期間、外的要因により工事を全面的に一時中止している期間、工場製作のみが行われている期間及び工事完成後検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間は

除く。いずれの期間も、発注者と水道施設工事業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていること。また、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置すること。

- a 入札説明書 5 の (2) のカの水道施設工事に関する資格要件を満たす者であること。
- b 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者であること。
- c 監理技術者を置くことが必要な工事における配置技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日において有効期限内の水道施設工事の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者であること。

イ ア以外の共同企業体構成員（土木・建築工事業者）

(ア) 建設業法第 15 条の規定による土木工事業及び建築工事業の特定建設業の許可を受けている本店が奈良県内にあること。

(イ) 経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評定値が 1,000 点以上及び建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。

(ウ) 大淀町競争入札の参加資格のうち、土木一式工事及び建築一式工事の資格を有する者であること。

(エ) 平成 17 年 4 月 1 日以降、競争入札参加資格確認申請書等の提出日までに完成し、引渡し完了した「延べ面積 750 m<sup>2</sup>超の R C 造建築物の解体」の施工実績（元請負としてのものに限る。）を有すること。ただし、甲型共同企業体構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあつては出資比率が 20%以上、その他の構成員として施工したものにあつては 10%以上の場合に限る。

(オ) 次の条件を全て満たす主任技術者または監理技術者をこの工事を行う期間中、工事の現地に専任で 1 名配置できること。ただし、現場施工に着手するまでの期間、外的要因により工事を全面的に一時中止している期間、工場製作のみが行われている期間及び工事完成後検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間は除く。いずれの期間も、発注者と土木・建築工事業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていること。また、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置すること。

- a 入札説明書 5 の (2) のカの土木工事業または建築工事業に関する資格要件を満たす者であること。
- b 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者であること。
- c 監理技術者を置くことが必要な工事における配置技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日において有効期限内の土木一式工事または建築一式工事の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者であること。

ウ ア以外の共同企業体構成員（設計・工事監理業者）

（ア）大淀町競争入札の参加資格のうち、建設コンサルタント「上水道及び工業用水道」部門の資格を有する者であること。

（イ）平成27年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書等の提出日までに完了した「水道法に基づく水道施設に係る凝集沈澱急速濾過方式の浄水場の基本または詳細設計」の実績を有すること。

（ウ）設計業務を行う期間中、管理技術者（1名）、担当技術者（3名まで）及び照査技術者（1名）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる①から③までのいずれかの資格を有すること。なお、いずれの資格も、選択科目もしくは技術部門が「上水道及び工業用水道」であること。

① 技術士（総合技術監理部門（上下水道））

② 技術士（上下水道部門）

③ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第3条第1号ロに該当する者

設計業務に係る管理技術者、担当技術者及び照査技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にある者であること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとする。

（エ）工事監理業務を行う期間中、管理技術者（1名）及び担当技術者（1名）を配置すること。

管理技術者は、次に掲げる①から⑤までのいずれかの資格を有すること。なお、①から④の資格は、選択科目もしくは技術部門が「上水道及び工業用水道」であること。

① 技術士（総合技術監理部門（上下水道））

② 技術士（上下水道部門）

③ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第3条第1号ロに該当する者

④ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）

⑤ 一級土木施工管理技士

工事監理業務に係る管理技術者及び担当技術者は、直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、浄水場の運転に影響を及ぼさないよう設計図書どおりに工事が実施されているか随時確認する必要があるため、連絡が取れる体制を整えること。

3 建設工事請負契約期間中においては、共同企業体構成員のいずれかにおいて、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。なお、現場代理人及び配置技術者（監理技術者または主任技術者）は、これらを兼ねることができる。

4 第1の4に定める事業期間中においては、共同企業体構成員の代表者において、競争入札

参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者を要求水準書に示す統括責任者として1名配置できること。

なお、統括責任者、現場代理人及び配置技術者（監理技術者または主任技術者）は、これらを兼ねることがでる。

### 第3 入札手続等

#### 1 入札説明書、設計図書等の交付期間及び交付方法並びに質疑回答

##### (1) 交付期間

令和8年3月23日（月）から令和8年5月1日（金）午後5時までの期間

##### (2) 交付方法

次の日時及び場所において、設計図書等閲覧申請書（様式A）を提出のうえ、CD-Rを購入（500円）することができる。

ア 日時 令和8年3月23日（月）から令和8年5月1日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までを除く）

イ 場所 〒638-8501 奈良県吉野郡桧垣本2090番地  
大淀町役場 総務部総務課入札契約係  
電話 0747-52-5501

##### (3) 設計図書等に関する質疑回答

質疑の受付については、質疑の有無に関わらず質疑書（様式B）を下記の通り、FAXにて送付すること。なお、電話により必ず到着したか確認すること。持参によるものは受け付けない。

ア 期間 令和8年3月23日（月）から令和8年5月1日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までを除く）

イ 送信先 大淀町役場 総務部総務課入札契約係 宛  
FAX 0747-52-4310

なお、期日までに提出のない場合は質疑のないものとみなす。

ウ 回答 質疑書に対する回答については、令和8年5月8日（金）午後5時までに入札契約係より各者（共同企業体代表者宛て）にFAXにて送付する。

#### 2 競争入札参加資格の確認

この事業の入札に参加しようとする者は、入札説明書の8に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

##### (1) 提出期間

令和8年3月23日（月）～令和8年5月1日（金）  
（期限までに到着したのもののみ有効とする。）

##### (2) 提出場所

1の（2）のイに同じ。

##### (3) 提出書類

入札説明書に定める様式1（押印したもの）、様式2（押印したもの）、様式3、様式4-1

(必要に応じて4-2)、様式4-3 (必要に応じて4-4)、様式5-1、様式5-2、様式5-3、様式6及び様式7並びにその添付すべき書類及び委任状

(4) 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便に限る。

(5) 作成及び提出に係る費用

申請者の負担とする。

3 技術提案書等の内容確認

2に定める競争入札参加資格の確認を受けた者は、入札説明書の11に定めるところにより、入札説明書、設計図書等を参考として、適切な技術提案に係る項目を立案し、その内容を示した技術提案書及びその添付書類（以下「技術提案書等」という。）を書面により提出し、内容確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和8年5月13日(水)～令和8年6月3日(水)

(期限までに到着したもののみ有効とする。)

(2) 提出場所

1の(2)のイに同じ。

(3) 提出書類

入札説明書に定める様式8(押印したもの)、様式9-1、様式9-2、様式9-3、様式9-4、様式10-1、様式10-2、様式10-3、様式10-4及び様式10-5

(4) 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便に限る。

(5) 技術提案に関するヒアリング

日時(令和8年6月15日(月)予定)については、別途通知する。予定日より前後する可能性がある。

(6) 作成、提出、ヒアリング等に係る費用

提出者の負担とする。

4 入札の手續及び開札の日時等

(1) 入札の手續

書留郵便又は簡易書留郵便に限る。封筒に必要事項(記載例参照)を記載のうえ、入札書(様式C)及び事業費内訳書(様式D)を入れ、封印等の処理をし、大淀町役場総務部総務課入札契約係宛での親展として令和8年6月25日(木)から令和8年6月30日(火)まで(期限までに到着したもののみ有効とする。)に1の(2)のイに定める場所へ到着すること。(持参によるものは受け付けない。)

(2) 開札の日時 令和8年7月1日(水)午前10時

(3) 開札の場所 〒638-0821 吉野郡大淀町桧垣本2090番地

大淀町役場 2階 202会議室

5 入札に係る金額の記入方法

入札は、設計業務の入札金額、工事業務の入札金額（概算）及び工事監理業務の入札金額（概算）の合計の金額（以下「入札金額の合計」という。）で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書には入札金額の合計を記載するとともに、入札金額の内訳（設計業務の入札金額、工事業務の入札金額（概算）及び工事監理業務の入札金額（概算）をいう。以下同じ。）を記載すること。

#### 6 入札執行回数

入札執行回数は、1回とする。

### 第4 その他

#### 1 入札保証金

不要

#### 2 契約保証金

要する。

なお、詳細は、入札説明書による。

#### 3 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

#### 4 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効または失格とする。

なお、奈良県広域水道企業団により競争入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札の日までの間において入札参加停止を受けた者等、開札時点において第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札は、無効とする。

#### 5 契約書作成の要否

要する。

#### 6 落札者の決定方法等

##### (1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

この事業の総合評価に関する評価方法、評価項目及び評価内容は、次のとおりとする。

ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を38点として評価するものとする。

イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与える。

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の第3の5に示す入札金額の合計で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

エ 評価内容の担保

受注者の責により入札時に評価された技術提案の内容が履行されない場合は、完了時の委託業務成績評定及び竣工時の工事成績評定における評価点計を各 10 点減点する。

オ 詳細は、入札説明書による。

別紙 審査項目及び配点

審査項目	審査の着眼点		判断基準	管理技術者 (※15)	担当技術者 (※14)	監理技術者 (※15)	小計		合計	
配置予定技術者の経験及び能力	配置予定技術者の資格	設計企業	技術者資格を次のとおり評価する。 ① 技術士（総合技術監理部門（上下水道）「上下水道及び工業用水道」）又は技術士（上下水道部門「上下水道及び工業用水道」） ② RCCM「上下水道及び工業用水道」 ③ 上記①②以外		① 1 ② 0.5 ③ 0	-	1	7		
		設計企業 (※5)	平成27年4月1日以降、本事業における募集要項等の公表日までに完了した同種業務または類似業務の実績を次のとおり評価する。(※1)(※2) 同種業務：「凝集沈殿・急速ろ過方式浄水場」の基本または詳細設計業務(※3)(※4)(※5) 類似業務：「浄水場」の基本または詳細設計業務(※3)(※4)(※5) ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある ③ 上記①②以外	① 2 ② 1 ③ 0	① 1 ② 0.5 ③ 0	-	3			
	配置予定技術者の実績	水道施設 工事企業 (※5)	平成17年4月1日以降、本事業における募集要項等の公表日までに元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した最終請負金額（税込み）が3千5百万円以上の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験を次のとおり評価する。(※6)(※7) 同種工事：「処理能力6,600 m <sup>3</sup> /日以上の凝集沈殿・急速ろ過方式浄水場」の施工(※3)(※5) ① 主任技術者・監理技術者として特殊法人等、公共法人、または地方公共団体が発注した同種工事の完成・引渡が完了した ② 現場代理人（現場代理人で配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る）として特殊法人等、公共法人、または地方公共団体が発注した同種工事の完成・引渡が完了した ※ただし、配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする ③ 上記①②以外	-	-	① 1.5 ② 1 ③ 0	1.5			
		建築・土木 工事企業 (※5)	平成17年4月1日以降、本事業における募集要項等の公表日までに元請（JVの構成員として請負った工事を含む）として完成・引渡が完了した最終請負金額（税込み）が3千5百万円以上の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験を次のとおり評価する。(※6)(※7) 同種工事：「延べ面積750 m <sup>2</sup> 超のRC造建築物の解体」の施工(※3)(※5) ① 主任技術者・監理技術者として特殊法人等、公共法人、または地方公共団体が発注した同種工事の完成・引渡が完了した ② 現場代理人（現場代理人で配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る）として特殊法人等、公共法人、または地方公共団体が発注した同種工事の完成・引渡が完了した ※ただし、配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする ③ 上記①②以外	-	-	① 1.5 ② 1 ③ 0	1.5			
加算点 (※8)	企業の 地域精進度	本店または 営業所の 所在地	本事業の公告日時点における本店または営業所の所在地を次のとおり評価する。 ① 本店が奈良県内にある ② 営業所が奈良県内にある ③ 上記①、②に該当しない		① 1 ② 0.5 ③ 0		1	4	38	
		本店の所在地	水道施設 工事企業 (※5)	本事業の公告日時点における水道施設工事の建設業許可を受けている本店の所在地を次のとおり評価する。 ① 本店が大淀町内にある ② 本店が奈良県内にある ③ 上記①、②に該当しない		① 1.5 ② 1 ③ 0				1.5
			建築・土木 工事企業 (※5)	本事業の公告日時点における土木一式工事または建築一式工事の建設業許可を受けている本店の所在地を次のとおり評価する。 ① 本店が大淀町内にある ② 本店が奈良県吉野土木事務所管内にある ③ 上記①、②に該当しない		① 1.5 ② 1 ③ 0				1.5
事業の実施方針	目的・条件・内容		本事業がデザインビルド方式で調査・設計・工事を一括して発注する事業であることや、事業の特性に対して、目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。				3	12		
	実施手順		本事業がデザインビルド方式で調査・設計・工事を一括して発注する事業であることなどを踏まえ、確実に事業を完了させるための業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。				3			
	工程計画		設計業務及び工事業務ごとに、それぞれの工程に大きな影響を与える主要な項目（関係機関協議も含む）やその規模、期間、クリティカルパス等が適切に記載されている工程計画となっており、具体性・妥当性が高い場合に優位に評価する。				3			
	実施体制		設計業務及び工事業務ごとに、本事業（設計業務（地質調査、埋設物調査、試掘調査、詳細設計業務、設計に伴う各種申請等の業務）、工事業務（工事施工、工事に伴う各種申請等の業務、地元への工事説明・承諾等、家屋調査業務、出来形確認）、工事監理業務（施工監理、工物品質監理、工程管理、出来高精算業務）を進めるにあたっての体制や、事業者間や奈良県広域水道企業団との報告、連絡、相談の体制、役割分担（予期せぬ事態も含む）等の体制が事業内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。				3			
評価テーマ (※9)	カビ臭等を考慮した設備計画		水源である吉野川では、恒常的にカビ臭が発生している。このような水質問題に対し、処理フロー全体で、安全・清廉な水道水を安定して作るための設備計画の着眼点について具体的かつ的確に示されている場合に評価する。	4段階評価により採点する。(※10)			3	15		
	試運転・通水計画		工事では、新施設の試運転・通水及び新旧施設の切替が発生し、浄水場の運転にも影響を及ぼすが、住民等への給水には支障が出ないよう、事前に十分な検討が求められる。そこで、浄水場運転への影響の抑制、給水の安定確保に対する試運転・通水計画の着眼点について具体的かつ的確に示されている場合に評価する。				3			
	維持管理を考慮した施設計画		既設の新1系施設と今回新設する新2系施設を一体で運転・維持管理を行う予定である。そこで、効率的な運転・維持管理を目的とした新2系施設計画の着眼点について具体的かつ的確に示されている場合に評価する。				3			
	品質向上を考慮した施工計画		沈殿池、ろ過池は、複雑な形状となるため、コンクリートにクラックが発生しやすい状況にある。特に貫通クラックが発生した場合、構造的に大きな欠陥となり、耐久性、耐震性等に悪影響を及ぼす。そこで、クラック発生を抑制する施工方法に対する着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に評価する。				3			
	工事における施工計画等		工事においては周辺に家屋が立ち並び付近にも小学校、中学校、高校があるため、騒音・振動・粉塵対策が必須であるとともに工事車両の通行にも配慮が必要である。また、長期的な工事期間であることから、地元協力が必須な事業であることから、「周辺環境及び安全計画、地元との関係協力」について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。				3			
その他	配置予定技術者の 技術提案に対する理解度		構成企業の配置予定技術者全員の、技術提案の記載内容に対する理解度をプレゼンテーション実施時こヒアリングで聞き取り判断する(※11) ① 内容を理解している ② 一部でも理解していない技術者がいる(※12) ③ 全く理解していない技術者がいる(※13)		① 0 ② Max -10 ③ 欠格		0	0		
評価値	<p>評価値 = (基礎点(標準点) + 加算点) / 入札金額</p> <p>標準点：100点 加算点：38点(技術提案書を審査・評価し算出した点) 入札金額：入札書に記載される設計業務費、工事業務費及び工事監理業務費の合計</p> <p>このとき、評価値は整数部2桁、小数点以下第3位まで算出(第4位以下切捨)とする。ただし、最も評価値の高い者の評価値は整数部2桁とするため、その他の入札参加者が整数部1桁となった場合の評価値は、整数部1桁、小数点以下第3位まで算出(第4位以下切捨)とする。</p>									

- ※1 地方公共団体または企業団が発注した業務に限る。なお「企業団」とは、地方公営企業法第39条の2第1項の規定による企業団とする。
- ※2 契約の異なる複数の業務での実績も対象とする。
- ※3 水道法に基づく水道施設に関する業務または工事に限る。
- ※4 本設計を対象とし、修正設計は対象としない。
- ※5 構成会社別に採点する。
- ※6 主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。
- ※7 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条及び同施行令第1条の規定による法人、または前身の組織及び団体を含む（当該事実が奈良県で確認できるものに限る）。「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- ※8 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- ※9 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない（未記載を含む）場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合は無効とする。
- ※10 4段階の内訳として、下記のとおりとする。
  - a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつ具体的な根拠及び効果が見られる。
  - b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
  - c. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
  - d. 品質の確認方法、管理方法は適切であるが、上記a,b,cに該当しない。
- ※11 ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者になれない。
- ※12 減点の基準として、出席した配置予定技術者を指名し回答できない場合、その都度その者が主たる配置予定技術者（統括責任者及び代表企業の監理技術者）の場合は－3点、従になる配置予定技術者（統括責任者及び代表企業の監理技術者以外の者）の場合は－1点とし、その場で委員長に確認を行い配置予定技術者に伝える。
- ※13 「全く理解していない技術者がいる」とは、1回も回答できない配置予定技術者が1人でもいる場合とする。
- ※14 担当技術者を複数もうける場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。なお、平均値は小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。  
(4名以上の担当技術者を記載した場合は、低い方から3名の平均値により算出する。)
- ※15 複数人の技術者を記載した場合は、最も評価の低い技術者の点数を採用する。

## (2) 落札者の決定方法等

第3の5に示す入札金額の内訳が入札書比較価格（設計業務においては第4の12の（1）のアで示す額の110分の100に相当する金額、工事業務においては第4の12の（1）のイで示す額の110分の100に相当する金額、工事監理業務においては第4の12の（1）のウで示す額の110分の100に相当する金額をいう。）の制限の範囲内であり、かつ、第3の3に定める技術提案書等の内容が適正である者のうち、（1）に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札金額の内訳が、調査基準価格（設計業務においては第4の12の（2）のアで示す額、工事業務においては第4の12の（2）のイで示す額、工事監理業務においては第4の12の（2）のウで示す額をいう。）の110分の100に相当する金額（以下「調査基準比較価格」という。）を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合がある。

なお、入札金額の内訳が調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、この入札において一部準用する大淀町建設工事低入札価格調査制度に係る取扱要領に規定する書類を開札の日の翌日の午前9時から正午までの間に第3の1の（2）のイに定める場所へ提出するとともに、奈良県広域水道企業団請負事業者等選定審査会が行う聞き取り調査に応じなければならない。当該書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、または協力しない場合は、失格となるほか入札参加停止措置を受けることがある。

## 7 別に配置を求める技術者

- (1) 調査基準価格（第4の12の（2）のイに定める、設計業務完了後に工事業務の予定価格の算出に併せて再度設ける調査基準価格をいう。）を下回る価格をもって共同企業体構成員として工事を契約する場合は、第2の2の（6）のアの（オ）に定める技術者（以下「配置を要する技術者」という。）と同様の要件を満たす技術者を、共同企業体の代表者において、配置を要する技術者とは別に、専任で1名現場に配置しなければならない。
- (2) 当該技術者は、施工中は、配置を要する技術者を補助し、配置を要する技術者と同様の職務を行うものとする。
- (3) 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を配置を要する技術者の通知と同様に奈良県広域水道企業団企業長に通知すること。

## 8 議会の議決

不要

## 9 契約の不締結

落札決定後、基本契約、設計業務等委託契約、工事請負契約または工事監理業務委託契約締結までの間に、落札（候補）者（共同企業体構成員のうち1者以上）が次に掲げる（1）から（8）までのいずれかに該当する事由が生じ、または該当する事由があると認められたときは、契約を締結しない。ただし、落札（候補）者が当該構成員を除いて特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書の変更を申し出た場合において、変更後の共同企業体構成員が、

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格を有するときは、一部を変更して契約を締結することがある。

- (1) 競争入札参加資格の制限または入札参加停止を受けたとき。
- (2) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店または営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店または営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (3) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (4) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与しているとき。
- (6) (4) 及び (5) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) この契約に係る下請契約または資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が (2) から (6) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (8) この契約に係る下請契約等に当たって、(2) から (6) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(7) に該当する場合を除く。）において、奈良県広域水道企業団が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 10 契約の解除

基本契約、設計業務等委託契約、建設工事請負契約または工事監理業務委託契約の締結後、契約者について9の(2)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるときまたはこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県広域水道企業団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は、違約金を納付しなければならない。

### 11 手続きにおける交渉の有無

無

### 12 予定価格の額及び調査基準価格の額

#### (1) 予定価格

##### ア 設計業務

金 298,881,000 円

（消費税及び地方消費税（計10%）を含む。）

イ 工事業務

金 5,451,633,000 円

(消費税及び地方消費税(計10%)を含む。)

※工事業務に係る予定価格は、設計業務の部分引渡し後または全部完成後、設計業務等委託契約に基づき受注者から引き渡しを受けた成果物に基づき、積算した工事費を工事業務に係る予定価格として再度設ける。

ウ 工事監理業務

金 133,815,000 円

(消費税及び地方消費税(計10%)を含む。)

※工事監理業務に係る予定価格は、設計業務の部分引渡し後または全部完成後、設計業務等委託契約に基づき受注者から引き渡しを受けた成果物に基づき、工事内容に沿って発注者が積算した費用を工事監理業務に係る予定価格として再度設ける。

(2) 調査基準価格

ア 設計業務

金 242,392,700 円

(消費税及び地方消費税(計10%)を含む。)

イ 工事業務

金 4,906,469,700 円

(消費税及び地方消費税(計10%)を含む。)

※工事業務に係る調査基準価格は、設計業務完了後、工事業務の予定価格の算出に併せて、再度、調査基準価格を設ける。

ウ 工事監理業務

金 107,430,400 円

(消費税及び地方消費税(計10%)を含む。)

※工事監理業務に係る調査基準価格は、設計業務完了後、工事監理業務の予定価格の算出に併せて、再度、調査基準価格を設ける。

1.3 各年度の支払予定割合

この事業に係る各年度の支払予定割合は、契約の際に決定する。

1.4 その他の問合せ先

第3の1の(2)のイに同じ。

1.5 その他

詳細は、入札説明書による。

### 入札手続スケジュール

実施事項	日程
入札公告	令和8年3月23日(月)
設計図書等に関する質問	入札公告日から 令和8年5月1日(金)まで
質問に対する回答	令和8年5月8日(金)
入札説明書、設計図書等の交付	入札公告日から 令和8年5月1日(金)まで
入札説明書、設計図書等の閲覧	入札公告日から 令和8年5月1日(金)まで
競争入札参加資格確認申請	令和8年3月23日(月)から 令和8年5月1日(金)まで
競争入札参加資格確認通知	令和8年5月11日(月)まで
技術提案書提出期間	令和8年5月13日(水)から 令和8年6月3日(水)まで
技術提案に関するヒアリング	令和8年6月15日(月) 予定
技術提案等に対する適否の通知	令和8年6月22日(月) 予定
紙入札による入札書等の提出	令和8年6月25日(木)から 令和8年6月30日(火)まで
開札(落札候補者の決定)	令和8年7月1日(水)
基本契約の締結	令和8年7月上旬
設計業務等委託契約	令和8年7月中旬
工事請負契約	設計業務部分引渡後随時
工事監理業務委託契約	最初の工事請負契約と同日